
エナジック販売店

会員規約

第1条【販売店会員】

1. エナジック販売店会員とは、(株)エナジック（以下「会社」という）が定める申込み手続きを経て登録し、会社の取り扱う商品の提供およびそれらに関する各種サービスあるいはマージンを受ける資格を有する個人または法人をいいます。

第2条【販売店会員登録方法】

1. エナジック販売店会員（登録済）の紹介が必要になります。
2. 「販売店会員登録申請書・登録申告書」（現住所が確認できる公の証明書、分割払いの場合その申込書）を提出し承認を受けます。
3. 会社の定める商品購入（登録商品）が必要となります。
4. 法人で登録する場合は、代表取締役が登録し、登記簿謄本の添付が必要となります。
5. 登録申請の手続きは、会社指定の方法以外は受け付けません。

第3条【会員資格条件】

1. エナジック会員規約および法を遵守することのできる良識ある満20歳以上（学生を除く）の方に限ります。
2. 日本国内に居住を認められ、住居が一定している方。ただし日本国籍を有しない方は、外国人登録証の写しが必要です。
3. 会員を退会してから6か月以内の方は会員登録できません。
4. その他の入会資格については、会社において定めるところによります。

第4条【販売店会員として登録できない方】

下記に該当する方はいかなる場合においても入会、会員登録はできません。

1. 未成年者および満20歳以上であっても学生の方
2. エナジック会員を退会して6か月以内の方
3. 破産者・成年被後見人・被保佐人および法律行為のできない方
4. 暴力団およびその関係者
5. 社会的に問題を引き起こしている企業、機関、組合、団体に所属している幹部および関係者
6. 会社より会員として不適格者と判断され、会員資格を取り消された方
7. 健全な会員募集活動およびサービス事業を営むうえで、会社が不適格者と認めた方
8. 会員の勧誘販売活動において特定商取引法などの関連法規に違反した事実が認められた方
9. 第2条の販売店会員登録以外の方法で商品を購入した方
10. 申込手続きにおいて虚偽の記載をした方
11. その他、前各項に準ずると会社に認められた方

第5条【会員資格の取り消しと喪失】

下記に該当する方は会社の判断で販売店会員資格を取り消すことがあります。

1. 会員登録後であっても、第4条の各項のいずれかの該当者であることが判明した場合、および販売店会員登録後、第4条の各項のいずれかに該当した場合
2. 会員登録申請書に虚偽の記載が発覚した場合
3. 会員規約第9条・10条の各項いずれかに該当した場合
4. 販売店会員が特定商取引法・薬機法などの関連法規に違反した場合
5. 会社および他のエナジック会員の名誉を著しく棄損した場合
6. 当該エナジック販売店会員が死亡した場合

第6条【退会及び契約解除】

1. 会員は退会届を提出することにより、いつでも解約して退会することができます。20日間のクーリング・オフ、次項の中途解約および特定商取引法等に基づく契約の解除をのぞいては、会社からの購入商品代金等の返還はできません。
2. 会員が入会后1年未満である場合で、商品の引渡しを受けてから90日以内の場合には、退会して購入した未使用品の商品を返品することが出来ます。すでに受け取っているマージンの返金ならびに購入金額の10%を解約手数料としてお支払い下さい。

3. 特定商取引法に基づくクーリングオフ制度および中途解約・返品ルールを概要書面と契約書面で確認しなくてはなりません。

第7条【登録料・会費】

1. 会員登録の継続には、年会費は必要ありません
2. 引っ越しなどのため登録地を国外に変更する場合は、別途の変更登録料が発生します。
3. 会員は会社の承認のもとに本人または相続人の申請で、販売店の権利を家族などに継承することができます。

第8条【届出事項の変更】

1. 会員が会社に届け出た会員登録申請書記入の氏名、住所、電話番号などに変更があった場合は、ただちに会社規定の変更届けを提出し手続きをして下さい。電話や口頭での受け付けはいたしません。
2. 前項の変更届けが出ていないために、規定の手続きがすすめられない場合があります。

第9条【禁止行為】

①法律による禁止事項

1. 重要事項の不告知および不実告知
商品の種類・性能・品質・効能や特定利益・特定負担・契約解除（クーリングオフ・中途解約・返品等）および勧誘の際に連鎖販売取引の相手方の判断に影響をおよぼす重要な事柄について、故意に事実のことを告げなかったり、不実のことを告げる行為は禁止されています。
2. 威迫・困惑行為・契約解除妨害
勧誘契約に際して、あるいは契約の解除を妨げるために、相手方を威迫して困惑させる行為は禁止されています。
3. 勧誘目的であることを告げずに、電話やメールなどで呼び出し、または路上などで呼び止めて誘引した者に対し公衆が出入りしない場所において、契約の締結について勧誘することは禁止されています。
4. 著しく事実に相違する表示をし、または実際のものよりも著しく優良であるとか、有利であると誤認させるような表示は禁止されています。
5. 相手方となる消費者の承諾を得ないで電子メール広告を送信することは禁止されています。

②会員活動における禁止事項

以下の事項に該当する行為を禁止します。

1. 会社が扱う商品の機能、効果が医薬品と誤解を与える言動
2. 会社の許可なく会社と関係する協会、団体またはその関係者に連絡および訪問すること
3. 当社は、書面による事前の許可なしに、著作権、デザイン、ロゴ、商号、商標などを使用することを禁止しています。販売店が独自で作成した資料に当社のロゴを使用することは禁止されており、公式の「Enagic Independent Distributor」としてのステータスを示すために特別に作成されたロゴのみを使用できます。販売店のロゴは、当社の Web サイトの販売店セクションからダウンロードでき、販売店が販売店としてのみ使用できます。Kangen Water® や Change Your Water … Change Your Life.® などの商標用語には、適切な注釈を付ける必要があります。当社の商標またはロゴの使用に関する一般的な禁止事項に加えて、当社は、その他の当社以外の製品の販売に関連した当社の商標またはロゴの使用を明確に禁止しています。
4. 会社の許可なく会社または他者の著作物である印刷物、文献、VTR、写真などの複製・製作およびその使用、または販売とそれを流布する行為
5. 会社事業に伴う特許権・使用権・販売権・著作権などを侵害する行為、またはこれに関与する行為
6. 販売店は、独立事業主として、現在の販売店契約、広告、または当社から直接供給された販促資料に書面で明示的に含まれていない製品、サービス、およびマーケティングプログラムに関して行われた、口頭および書面によるすべての声明に対して完全に責任を負います。販売店は、販売店の無許可の表明の結果として当社が被った判決、民事罰、返金、弁護士費用、訴訟費用、事業の損失または請求を含むすべての責任から当社を免責し補償することに同意します。
7. 会社または会員主催のセミナーなどにおいて、会社の許可なく録画、録音する行為
8. 同業他社およびエナジック会員または会社に対する誹謗・中傷

9. 勧誘販売活動において、虚偽または不実の内容を伝えること
10. 勧誘販売活動において、深夜および早朝などの非常識な時間帯の訪問をすること、ならびに威迫または脅迫的言辞を用いること
11. 勧誘販売活動において、拒否された場合には勧誘を続けないこと、また拒否している相手に再度の勧誘をしないこと
12. 勧誘販売活動において、相手が消費できる分量を超えての過量販売をしないこと
13. 作為的な会員系列作りの各種契約およびその契約者名義の貸し借り
14. 正当な事由なく登録後の紹介者変更や系列の変更。ただし会社が2年間以上実績がないと判断した会員を除きます。
15. 会員の同系列のダウンを除いての重複登録および別系列での重複登録
16. エナジック会員網、その他販売活動またはエナジック販売店活動を通じ、知己を得た者を会社事業以外の目的に利用すること、または利用しようとする行為
17. 6A販売店会員資格取得後は、エナジック以外の他商品のネットワーク勧誘販売および紹介する行為
18. 法令・本規約の違反、その他公序良俗に反する行為
19. 会社の発展、エナジック会員の活動促進を妨げる行為

③インターネットとウェブサイトの禁止行為

1. 販売店は、Enagic ビジネスに関連した独自設計の Web サイトを作成したり、EWS (Enagic Web System) 以外の現在の Web サイトを使用したりすることや当社の名前、ロゴ、製品またはサービスの説明を使用する Web サイトを独自に設計することを禁止しています。また、販売店は、インターネット上で「ステルスマーケティング」広告を使用して、最終的に当社の製品、サービスに関連付けられる製品または収入および当社の報酬プランの広告を行うことを禁止しています。インターネットまたはその他の広告媒体で会社名、ロゴ、商標などを使用する販売店は、これらの方針と手順で許可されている場合を除き、販売店契約の終了を含む、即時の懲戒処分の対象となります。
2. インターネットショッピングサイト、インターネットオークションサイト、およびインターネット求人広告で当社の製品を販売または宣伝することを禁じています。この記事の違反は、コミッションの一時停止および販売店契約終了の理由を構成します。また、当社の製品に対するすべての保証は制限されており、譲渡することはできません。当社は、法律で認められる範囲で、すべての法定および黙示の保証を否認します。保証の特典は、当社から書面による明示的な許可がない限り、最初の購入者にのみ適用されます。製品保証は、消費者限定保証および拡張消費者限定保証の明示的な条件に限定されます。
3. 当社の機械および製品とサービスに関連する迷惑メール (スパム) またはファクシミリによる情報を禁止することは、当社の特定のポリシーです。当社は、スパム行為に関するゼロトレランスポリシーを採用しています。当社の「スパム禁止ポリシー」に違反する販売店は、解約、停止、または懲戒処分の対象となります。

第10条【販売店会員の活動規範】

1. 会員は独立した事業者であり、会社との雇用関係はなく株式会社エナジックの代表者、代理人、従業員ではありません。
2. 販売店活動に際し、その勧誘にあたって身分証明のできるもの (名刺等)、および訪問勧誘の目的を相手方に明示しなければなりません。
3. 会員入会の勧誘にあたっては、会社が作成した資料をもとに、会社概要、商品の説明および特定負担、クーリングオフ、解約などの重要事項について、虚偽なく正しく行い、概要書面を必ず交付しなければいけません。
4. ビジネスを目的とする販売店会員として勧誘する場合は、ご自身が努力しなければ収入を得ることはできないということを必ず告げなければいけません。
5. 一部の成功者の例を用いて、あたかも全員が成功するような誘い方や、たやすく儲かるからといった誘い方はしてはいけません。
6. テレビ番組収録のビデオテープやDVD、新聞雑誌などの切り抜きコピー、商品体験者の感想文などを使用して、商品販売、ないし入会勧誘を行ってはなりません。

第11条【会員の自己責任】

1. 会員は独立した契約主体であり、会社との雇用関係はなく株式会社エナジックの代表者、代理人、従業員ではありません。

ません。

2. 会員はその活動を誠実に、また責任ある知識を活用して行わなければなりません。
3. 会員はあらゆる法律および規則条例等を遵守する義務を負います。
4. 会員の違法行為、本規約違反により生じた不利益な事態は、当該会員がその責任のすべてを負わなければなりません。
5. 会員間での金銭の貸借、代行振込などのトラブルに関して、当社は一切責任を負いません。
6. 会社は、会社の事業目的以外で発生した会員の損害すべてに対し、いかなる責任をも負わないものとし、一切の損害を賠償する義務はないものとします。
7. 会社が提供する事業の活動において、第三者に対して損害を与えた場合、当該会員は自己の責任と費用をもって解決し、会社に対して一切の損害を与えないものとします。
8. 会社は、再販商品の瑕疵担保責任を負いません。

第12条【 マージンの計算方法と支払 】

1. マージンの計算方法と支払い基準対象は、会社が発行するマージン表に基づき計算されます。なお、マージン表は会社の判断により変更することがあります。
2. マージンの支払いは、「商品購入申込書・登録申請書」に記載された指定口座に振込送金されます。
3. 支払手続きは原則として、「商品購入申込書・登録申請書」の原本（分割契約の場合はあわせて分割契約書の原本）が会社に出され、かつ「受領および登録確認書」の控えが会社に提出されてから計算処理されます。
4. 承認されたマージンは、原則として必要書類の到着および入金確認後の翌日から、土日祭日を除く1週間を目安に送金されます。
5. カートリッジマージンは、累計30,000円以上を超えた時以降に、指定された方法で支払われます。
6. ウコンマージンは、累計20,000円以上を超えた時以降に、指定された方法で支払われます。
7. 支払手数料は会社負担としますが、指定口座の誤りなど会員にミスがある場合は、受け取る会員の負担となります。

第13条【 マージン支払の停止 】

以下に該当する場合、マージンの支払いは停止され、また、既に支払い済みの場合は、会社に返還しなければなりません。

1. 各種契約による契約代金、その他の債務について期日までに会社が支払の確認がとれない場合
2. クーリングオフ・中途解約および契約の解除が発生した場合
3. エナジック会員規約に違反している場合、および違反して販売店会員資格を失った場合

第14条【 遅延利息 】

会員が、料金その他の債務について支払期日を経過して支払いがない場合は、支払期日の翌日から起算して支払い日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算した額を遅延利息として支払っていただきます。

第15条【 納税の義務 】

販売店会員として得た所得については当然納税の義務が生じます。正しい申告をして下さい。

第16条【 管轄裁判所 】

会社と会員との間で生じた紛糾は、双方ともに早期円満に解決することに努めますが、万一訴訟となった場合は東京地方裁判所および東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第17条【 準拠法 】

会社と会員との諸契約に関する準拠法は、すべて日本の法律が適用されるものとします。

第18条【 既定外事項 】

本規約に定め無き事項は、会社と会員とが誠意をもって協議し処理することにします。

第19条【 規約等の改正 】

当社は会社情勢の変化、経済事情の変動、各システム変更、関連法規変更および遵守にともない、当社が必要と判断した場合、概要書面・契約書面・会員登録申請書などの内容を予告することなく、追加・訂正・加筆等により改定変更いたします。

